

事務連絡
令和2年8月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
小学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を踏まえた
麻疹及び風しんの定期接種（第2期）対象者に対する
積極的な勧奨等について（依頼）

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省から協力依頼がありました。

依頼の趣旨を踏まえ、貴職におかれては、適宜、衛生主管部局と連携し、

- ① 来年度就学予定の者について就学時の健康診断等における接種歴の確認及び積極的な接種勧奨等の協力を行うこと
- ② 現在、市町村の判断により、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い接種機会を逸した者については、接種期間を延長する特例措置をとることができることとなっており、該当する場合には、小学校第1年の者が麻疹及び風しんの定期接種（第2期）を接種できる取扱いとなっていることから、小学校第1学年の者で未接種の者及びその保護者に対する情報提供等の協力を行うこと

について、特段の御配慮をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校幼稚部・小学部に限る。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置

会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本依頼について周知願います。

(担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健指導係

TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2918)

FAX : 03-6734-3794